

ソフトウェア品質監査制度（仮称）における
監査基準文書案

2012年11月

はじめに

IPA/SEC では、2011 年 9 月末に公開した「ソフトウェアの品質説明力強化のための制度フレームワークに関する提案（中間報告）」におけるソフトウェア品質監査制度（仮称）のフレームワークにおいて、監査人および監査機関が、監査業務を行うにあたり必要となる監査基準に係る調査および文書作成を実施し、結果を報告書としてとりまとめました。

本文書は、「2011 年度 システムエンジニアリング実践拠点事業」として、有限責任監査法人トーマツに委託し実施した上記報告書に付属する「ソフトウェア品質監査制度（仮称）における監査基準文書案」です。本文書案は今後制度の監査基準文書を作成するための素案であり、制度の正式文書ではありません。

内容は 2011 年度時点の内容であり、掲載されている個々の情報についての著作権及び商標はそれぞれの権利者に帰属するものです。

「ソフトウェア品質監査制度（仮称）における監査業務に係る調査及び文書作成」

【ソフトウェア品質監査制度（仮称）における監査基準文書案】

独立行政法人情報処理推進機構

Copyright© Information-Technology Promotion Agency, Japan. All Rights Reserved 2012

第一 目的

ソフトウェア品質監査の目的は、ソフトウェアが主要な役割を担う製品・サービスを対象に、事業責任者の記述書の適正性に対して、下記に示す事項を監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

一般ならびに産業・製品分野ごとに公正・妥当と認められる本監査制度の審査基準に準拠し、製品・サービスの企画から廃却・終了までのライフサイクル全般において、製品・サービスの利用者が一般的に期待すると想定される安全・安心に係る品質を満足していること。

第二 一般基準

一 目的、権限と責任

ソフトウェア品質監査を実施する目的及び対象範囲、並びに監査人の権限と責任は、文書化された規程又は契約書等により明確に定められていなければならない。

二 専門能力

監査人は、職業的専門家として、その専門能力と実務経験等から得られる知識を有し、またその蓄積に常に努めなければならない。

三 独立性

監査人は、ソフトウェア品質監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。

四 事実相違表示

監査人は、重要な事実相違の表示が事業責任者の記述書に含まれる可能性を考慮しなければならない。

五 職業的懐疑心

監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。

六 監査品質管理

1. 監査人は、自らの組織として、すべてのソフトウェア品質監査が監査基準に準拠して適切に実施されるために必要な品質の管理（以下「監査品質管理」という。）の方針と手続を定め、これらに従ってソフトウェア品質監査が実施されていることを確かめなければ

ばならない。

2. 監査人は、ソフトウェア品質監査を行うにあたって、監査品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該ソフトウェア品質監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。

七 守秘義務

監査人は、ソフトウェア品質監査の業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に開示し、自らの利益のために利用してはならない。

第三 実施基準

一 基本原則

1. 監査人は、事業責任者の記述書において適用する本監査制度の審査基準及び監査レベルが妥当なものであるかを事前に評価し、監査を実施しなければならない。
2. 監査人は、事業責任者の記述書における重要な事実相違表示のリスクを評価し、監査レベルに応じた監査リスクを考慮した上で発見リスク水準を決定し、発見リスク水準に応じた監査を実施しなければならない。
3. 監査人は、ソフトウェア品質監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスクや製品・サービスの開発・運用上のリスク等が事業責任者の記述書に重要な事実相違の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。
4. 監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、事業者が提示する事業責任者の記述書に対して、本監査制度の審査基準に従い製品・サービスの品質目標の達成を判断するための監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
5. 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、事業責任者の記述書における重要な事実相違表示のリスクを評価し、リスクに対応した監査手続を、実施しなければならない。
6. 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により事業責任者の記述書に重要な事実相違の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づきソフトウェア品質監査を実施しなければならない。

二 監査計画の立案

1. 監査人は、実施するソフトウェア品質監査を効果的かつ効率的に達成するために、監査レベルに応じた監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。

2. 監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、製品・サービスに対する品質方針、内部統制の整備状況、製品・サービスの開発・運用等における品質管理体制の整備状況、製品・サービスに適用する技術の難易度、その他ソフトウェアが開発される環境に関わる情報を入手し、企業及び企業環境、製品・サービス開発・運用に内在する事業上のリスク等がもたらす事業責任者の記述書における重要な事実相違表示のリスクを評価しなければならない。
3. 監査人は、重要な事実相違表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。
4. 監査人は、評価した重要な事実相違表示のリスクに応じた発見リスクの水準を決定するとともに、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲等について監査計画を策定しなければならない。
5. 監査人は、特別な検討を必要とするその他のリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。
6. 監査人は、企業が利用する開発管理システム等開発環境が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。
7. 監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいはソフトウェア品質監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。

三 監査の実施

1. 監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、評価した重要な事実相違表示のリスクの程度を変更する必要がないと判断した場合には、当初の監査計画において策定した内部統制の整備状況及び運用状況の評価手続並びに実証手続を実施しなければならない。また、重要な事実相違表示のリスクの程度が監査計画策定時の評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くするために監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。
2. 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠することなく、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
3. 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが事業責任者の記述書における重要な事実相違の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。
4. 監査人は、監査の実施の過程において、重要な事実相違表示のリスクを新たに発見した

場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。

5. 監査人は、ソフトウェア品質監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、事業者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が事業責任者の記述書に与える影響を評価しなければならない。
6. 監査人は、適正な事業責任者の記述書を作成する責任は事業者にあること、事業責任者の記述書の作成に関する基本的な事項、事業者はソフトウェア品質監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、事業者から書面をもって確認しなければならない。

四 調書の作成と保存

1. 監査人は、実施した監査手続の結果とその関連資料を、監査調書として作成しなければならない。
2. 監査人は、監査品質管理の方針と手続に従い、適切に保存しなければならない。

五 監査業務の体制

監査人は、ソフトウェア品質監査の目的が有効かつ効率的に達成されるように、監査品質管理の方針と手続に従い、適切な監査体制を整え、監査計画の立案から監査報告書の提出までの監査業務の全体を管理しなければならない。

六 他の監査人等の利用

1. 監査人は、他の監査人によって行われたソフトウェア品質監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって行われたソフトウェア品質監査の対象項目の重要性、及び他の監査人の監査品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施したソフトウェア品質監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。
2. 監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。

第四 報告基準

一 基本原則

1. 監査人は、事業責任者の作成した記述書が、一般に公正妥当と認められる本監査制度の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明しなければならない。

2. 監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得なければならない。
3. 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。
4. 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる本監査制度の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明の前に、監査品質管理の方針及び手続に従っていることが確かめられなければならない。

二 監査報告書の提出

監査人は、実施したソフトウェア品質監査の目的に応じた適切な形式の監査報告書を作成し、遅滞なく監査の依頼者に提出しなければならない。

三 監査報告書の記載区分

1. 監査人は、監査報告書において、ソフトウェア品質監査の対象、準拠した審査基準、実施したソフトウェア品質監査の概要及びソフトウェア品質に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。
2. 監査人は、事業責任者の記述書が適正であると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び事業責任者の記述書の記載について強調する必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

四 監査報告書の記載事項

監査人は、事業責任者の作成した事業責任者の記述書が、一般に公正妥当と認められる本監査制度の基準に準拠して、すべての重要な点において適正であると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「肯定的意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

(1) 監査の対象

監査対象の範囲、事業責任者の記述書の作成責任は事業者にあること、監査人の責任は独立の立場から事業責任者の記述書に対する意見を表明することにあること

(2) 実施したソフトウェア品質監査の概要

一般に公正妥当と認められる本監査制度の基準に準拠してソフトウェア品質監査を行ったこと、本監査制度の基準は監査人に事業責任者の記述書に重要な事実相違の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、ソフトウェア品質監査は試査を基礎として行われていること、事業責任者の記述書の表示を確認していること、ソフ

トウェア品質監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと

(3) ソフトウェア品質に対する意見

事業責任者の記述書が、一般に公正妥当と認められる本監査制度の基準に準拠して、すべての重要な点において適正であると認められること

五 意見に関する除外

1. 監査人は、事業責任者の記述書の表示方法に関して不適切なものがあり、肯定的意見を表明することができない場合において、その影響が事業責任者の記述書を全体として事実相違の表示に当たるとするほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。この場合には、事業責任者の記述書に対する意見において、除外した不適切な事項及び事業責任者の記述書に与えている影響を記載しなければならない。
2. 監査人は、事業責任者の記述書の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、事業責任者の記述書が全体として事実相違の表示に当たると判断した場合には、事業責任者の記述書が不適正である旨の意見（この場合の意見を「否定的意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、事業責任者の記述書に対する意見において、事業責任者の記述書が不適正である旨及びその理由を記載しなければならない。

六 監査範囲の制約

1. 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、肯定的意見を表明することができない場合において、その影響が事業責任者の記述書に対する意見表明ができないほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。この場合には、実施したソフトウェア品質監査の概要において実施できなかった監査手続を記載し、事業責任者の記述書に対する意見において当該事実が影響する事項を記載しなければならない。
2. 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、事業責任者の記述書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、事業責任者の記述書に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。
3. 監査人は、他の監査人が実施したソフトウェア品質監査の重要な事項について、そのソフトウェア品質監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の有無を判断しなければならない。
4. 監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、事業責任者の記述書に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実

施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

七 追記情報

監査人は、次のような監査意見に影響しないが説明又は強調することが適当と判断した事項は、監査報告書に情報として追記するものとする。

- (1) 監査実施日から報告書作成完了日までの間に生じた報告書に重要な影響を及ぼす事象
- (2) 監査した事業責任者の記述書を含む開示書類における当該事業責任者の記述書の表示とその他の記載内容との重要な相違

八 監査報告についての責任

監査人は、監査報告書の記載事項について、その責任を負わなければならない。